

# 地域の価値をあげる福祉施設であるために

樋口 幸雄

TRANSFORMING A WELFARE FACILITY INTO A COMMUNITY ASSET

Yukio HIGUCHI

- The community being inclusive is a bedrock to create an inclusive society.
- Establishing mutual understanding between the facility and the community is essential.
- Shared spaces and activities, disaster prevention functions, and thoughtful design aimed at minimizing practical inconveniences are examples of efforts in architectural planning.

我が国の福祉、とりわけ障害福祉の分野は平成・令和と続く、約30年の間に目覚ましい発展を遂げたといえる。2003（平成15）年、50年余り続いた措置制度に終わりを告げ、支援費制度の導入によって措置から契約への大転換がはかられた。

2006（平成18）年の障害者自立支援法、そして現在の障害者総合支援法と続き、「障害のある方々が地域の中で暮らし続ける制度や仕組み」が出揃ったといえる。この間、障害福祉関係予算の総額は1兆円前後から4兆円規模となり、他分野（介護・医療）の伸び率に比べて大きく増大した。

しかし、こうした流れとは裏腹に先進国の中で最も遅れて国連の障害者権利条約を批准した日本への国際的な評価は高くない。昨年スイスのジュネーブで行われた条約に関する第一回目の審査の結果、国連障害者権利委員会から90項目を超える重要な懸念および勧告が示された。

委員会が特に重大な懸念事項として挙げたのは、同条約第19条が求める「自立した生活および地域社会への包容」、第24条「インクルーシブ教育の推進」について、入所施設の地域移行や、精神科病院への強制入院、また児童分野ではインクルーシブ教育の遅れに関する改善勧告であった。医学モデルから「人権モデル」への転換を図るべきとした指摘である。背景には、戦後長く続いた措置制度の下で定着した行政主導の画一的な施設運営や建物設備面に対する事業者側の認識が未だ払拭できていない現実があることから、施設建物環境や運営の在り方を柔軟かつ創造的に構築する風土の醸成が大きな課題であるといえる。

福祉建築の物理的要素には、安全、安心、光（明るさ）、音、におい、そして何よりも風通し（地域社会との交流機能）が十分に計画されていることが求められる。

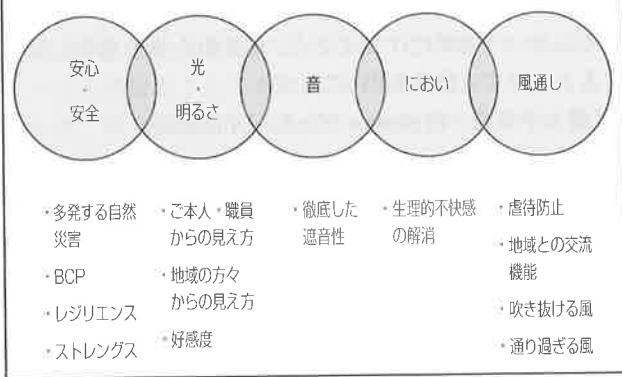


図1 福祉建築の物理的要素

## □ インクルーシブな社会は街づくりから始まる

社会福祉法人が運営する施設事業所は、利用する人だけでなく、「見ようとしていない人」の心にどのように映るかという視点に立ってデザインする必要がある。日ごろ何気なく目に映る福祉施設の景観は、福祉や障がいに対する潜在意識に影響を与え、その人の思考となる。

当法人が運営する「若杉」（旧京都市若杉学園）は、JR京都駅から7～8分の立地にあり、敷地内に利用者や近隣の住民が利用する広場が隣接する。市内で最も古い公立の通所事業所（生活介護）であった。2014（平成26）年京都市若杉学園の民営化を図るための再整備事業に応募し、当法人が受託事業者として採択された。現在、生活介護、共同生活援助、短期入所、相談事業を運営している。平成30年から下殿田ガーデンプロジェクトを立ち上げ、隣接する広場の再整備を進めている。

若杉の建物の特徴に、前面道路に沿った高いガラス壁がある（写3右上）。施工前の地元説明会で出た意見は辛辣であった。近隣の住民から「大声でガラス戸がガタガタ鳴るのを50年間我慢してきた」。中庭の設置に対しては、「建物を完全に屋根で覆ってほしい」等、次々に意見が出された。前者は実体験に基づく痛烈な批判であり、後者は「見たくない、聞きたくない」という「見ようとしない人」の声である。何処の説明会でも何度も聞かれる話であった。

ガラス壁は道行く人に、昼は陽光に映えて美しく、夜は照明に照らされ桜の樹を幻想的に映し出す。建築家と幾度も街の建築物を見て回り、協議に協議を重ねた結果導き出された対応策であった。そして、利用者がこの壁面とゴムチップの地面により作り出された空間を楽しんでいることが何よりである。

「誰と何処で暮らすか」について、説明会を開く必要はないと考えている。しかし、騒音・におい等の生理的な不快感、誰かに極端な我慢を強いる状況については、生活者としての普通の感覚を忘れてはならないと考えている。

施主の建築への思いを形にしていただく建築家や施工関係者に、事業の目的、理念を丁寧に伝え、理解していただく努力を惜しまないことが肝要ではないか。この建築に施主として何を表現したいか、そのイメージを共有するために必要な具体的なモデルを求めて、時には参考となる地域と一緒に歩き回るフィールドワークに付き合っていただくことも多い。そうした中で、現実的（予算や工期）な着地点を見出してきた。この共感性を培う関係性の構築が何よ



写1 整備前の全体配置（当時の京都市若杉学園）  
画像 ©2018 Google、地図データ ©2018 Google、ZENRIN 10m



写2 整備前（当時の京都市若杉学園）



写3 整備後（若杉 外観）

りも重要ではないかと思う。

「若杉」の建設計画は、一法人としての挑戦ではなく、これからの中核共生社会の実現のために、福祉施設事業所が果たさなければならない実践モデルへの挑戦でもあった。それは、公設公営の施設運営から、事業転換、官から民の好事例への挑戦でもある。

典型的な公立施設特有の職員主体の運営を利用者主体の運営に戻すという使命もある。事業継続と並行しての同一敷地内における新築工事にあたり、障害状況が多様で、急激な環境変化が苦手かつ繊細な利用者の方々にとって、新施設への移行が混乱を招く事態とならないか、何よりも利用者の方々にとって選ばれる建物環境であることが最大の命題であった。施設整備を終え、事業開始から2年後に実施された家族会が行ったアンケート調査の結果は、利用者・家族の皆さんが新事業所への移行を評価するというものであった。

## □ 下殿田ガーデンプロジェクト

当法人の建物環境の一つに、四季を通して色とりどりの



図2 下殿田ガーデン完成パース



写4 若杉子どもアート教室

花が咲く植栽空間がある。施設建設に際しては、必ず優れた「庭師」に依頼し、重要な建築の一部としてそれぞれの建物に合った「ガーデン」を作り、継続的に庭の手入れを依頼している。そして、利用者のご家族も通年で庭づくりに参加してくださっている。花々を介して、地域の方々に施設を、ここで働いている我が子を、見てもらおうとしているようにも思える。

旧京都市若杉学園の広場は、桜児童公園として利用者や地域住民の活動の場や避難場所として活用されてきた。今回場所を移しての公園の再整備にあたっては、近隣地域の様々なイベントの場だけでなく、京都へ観光で来られる方々にも足を止めていただけるような憩いの場にしたいと考えて計画した。

「若杉」「あん’ず若杉」「下殿田ガーデン」の敷地全体が街のシンボルとして地域の方々に永く愛され、誇りに思っていただけるよう今後も発展させていきたい。

(公益財団法人日本知的障害者福祉協会副会長 Vice President, Public Interest Incorporated Foundation, Japanese Association on Intellectual Disability)